

後期高齢者医療保険料は、口座振替での納付がおすすめです

保険料は原則、年金から差引かれますが、以下の場合は納付書払いとなります。

- 特別徴収の対象となる年金受給額が年額 18 万円未満の方
- お住まいの市町村の介護保険料が特別徴収されていない方
- 介護保険と合わせた保険料が年金受給額の 2 分の 1 を超える方
- 年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した方（しばらくの間）
- お住まいの市町村が変わった方（しばらくの間）

納付書払いの方におすすめなのが、安心・確実な《口座振替》です！

口座振替のメリット

- ✓ 納期限日に口座から自動的に引き落とされ、納め忘れがなくなります
- ✓ 督促状や延滞金の心配がなくなります
- ✓ 毎回の支払い手続きが不要で、納付のために外出する負担も軽減できます

手続きは簡単 最寄りの取扱金融機関窓口へ

取扱金融機関で申請書をご記入ください。（申請月の翌月分から開始）

取扱金融機関	手続きに必要なもの
七十七銀行・仙台農業協同組合 仙台銀行・あぶくま信用金庫 ゆうちょ銀行	☐ 通帳 ☐ 通帳届出印 ※最新の保険料決定通知書等の書類があると、手続きがスムーズです。

令和 8 年度後期高齢者医療保険料納期限（口座振替予定日）

期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限
第 1 期	令和 8 年 7 月 31 日	第 4 期	令和 8 年 11 月 2 日	第 7 期	令和 9 年 2 月 1 日
第 2 期	令和 8 年 8 月 31 日	第 5 期	令和 8 年 11 月 30 日	第 8 期	令和 9 年 3 月 1 日
第 3 期	令和 8 年 9 月 30 日	第 6 期	令和 9 年 1 月 4 日	第 9 期	令和 9 年 3 月 31 日

※納め忘れや二重納付にご注意ください。

※残高不足等により引落しができなかった場合、再振替はできません。